

セットちゃんフレンズ規約

(名称)

第1条 本会は、セットちゃんフレンズと称します。

(目的)

第2条 本会は、瀬戸内市マスコット「セットちゃん」(以下「セットちゃん」といいます。)や瀬戸内市を応援し、情報発信等の活動を行うことにより、セットちゃんや瀬戸内市を世の中に広く知ってもらうことを目的とします。また、会員の皆さんが仲良く楽しみながら活動することで、瀬戸内市に愛着や誇りを持つ人を増やし、まちの魅力を向上させていきます。

(会員)

第3条 本会は第2条の目的に賛同する個人を会員とします。

(フレンズリーダー)

第4条 本会はセットちゃんフレンズを代表し、会務を総理するためにフレンズリーダーを置くことができます。

2 フレンズリーダーは会員の互選によるものとします。

(活動)

第5条 本会は意見交換やPR活動等、本会の目的を達成するために必要と思われる活動を行います。

(入会手続き)

第6条 本会に入会を希望する人(以下「入会希望者」といいます。)は、セットちゃんフレンズ入会申込書をセットちゃんフレンズ事務局(以下「事務局」といいます。)に提出してください。

2 入会希望者は、入会の申し込みにあたり、次に掲げる事項に同意するものとします。

(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報(以下「会員の個人情報」といいます。)を名簿に登録すること。

(2) セットちゃんフレンズの運営上必要な場合に限り、管理者が会員の個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがあります。

(1) 入会申し込みに当たり記入した内容に虚偽の記載があった場合

(2) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員である場合

(3) その他、入会を承認しない正当な事由がある場合

4 第1項の入会申し込みを受理したときは、速やかに審査を行い、申し込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して事務局は会員証を発行します。

5 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡をしてはなりません。

6 会員が会員証を破損又は紛失したときは、会員の申し出により再発行します。

(有効期間)

第7条 会員の有効期間は、会員として承認された日からセットちゃんフレンズを解散する日、第10条の規定により事務局が承認した日、又は第11条の規定により会員の資格を取り消された日までとします。

(会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とします。

(禁止事項)

第9条 会員は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 他の会員、第三者又はセットちゃんフレンズの著作権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 他の会員、第三者等のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 他の会員、第三者若しくはセットちゃんフレンズを誹謗中傷する行為又はセットちゃんフレンズの運営を妨げる行為
 - (4) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員又は第三者に対して提供する行為
 - (5) 会員であることを利用した、他の会員に対する選挙活動、政治活動、宗教活動又は違法な販売活動、その他これらに類する行為
 - (6) 事務局の承諾なくセットちゃんフレンズの情報又はセットちゃんフレンズが発信する情報を営利を目的とする行為に用いること又はその準備を目的とする行為
 - (7) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (退会)

第10条 退会は、会員の届出により事務局が承認します。ただし、次条の規定により、会員の資格が取り消された場合は、当該届出によらず自動的に退会となるものとします。
(会員資格の取消)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、会員資格を失うものとします。

- (1) 本規約に違反した場合
 - (2) セットちゃんフレンズ入会申込書に虚偽の記載があった場合
 - (3) 会員の登録住所、電話番号、メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合又はすでに使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合
 - (4) その他、会員として不相当であると事務局が認める場合
- (損害賠償)

第12条 事務局は、セットちゃんフレンズの運営に関して生じた会員の損害、会員相互又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等のすべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。
(会員の個人情報)

第13条 本会は、会員の個人情報をセットちゃんフレンズの会員管理、運営及び活動のために必要な範囲に限って収集又は利用するものとします。

2 会員から、本人の個人情報の開示、訂正又は削除の請求があった場合は、本人確認を実施の上、遅滞なくこれに応じることとします。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、瀬戸内市総合政策部秘書広報課に事務局を置きます。

(規約の変更)

第15条 事務局は、会員サービスに関する本規約及び諸規定について、会員の承諾なしに変更できるものとし、変更後はただちに全ての会員に適用されるものとします。本規約を変更する場合、事務局は会員に対して文章又はホームページにて通知することにより、本規約を変更できるものとします。

附 則

この規約は、公表の日から施行します。